

# 新型コロナウイルス感染症 対策方針

令和2年4月27日



### 1. はじめに

国では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日から5月6日までの間、東京、大阪、神奈川、千葉、埼玉、兵庫、福岡の7都府県に対して緊急事態宣言を発令した。さらに、4月16日には緊急事態宣言を全国都道府県に拡大するとともに、東京、大阪、北海道、茨城、埼玉、千葉、神奈川、石川、岐阜、愛知、京都、兵庫、福岡の13都道府県を、感染拡大防止の取り組みを重点的に進める「特定警戒都道府県」に指定したところである。

こうした状況の下、本町においても、国や県の対策に協調しつつ、住民の生命・財産・暮らしを守ることが最大の使命である基礎自治体として、可及的速やかに町民ニーズに則した対策を講じる必要があることから、「寒川町新型コロナウイルス感染症対策方針」を定める。

なお、対策については、適切かつ効果的な対策を講じるとともに、スピード感が重要であることから、適時適切な感染拡大防止対策を検討・立案・実施することとし、随時国が示す緊急支援とV字回復の2つの対策フェーズごとに町民の声を反映した具体の取り組みを追加していくものとする。

### 2. 対策方針

- ◆意識・行動変容の徹底を図り、優先すべきは今を生き抜く こと。
- ◆地域経済の回復は、状況把握のうえきめ細かく。
- ◆エコノミックガーデニングを活用し地域の力を結集する。
- ◆国・県等の支援制度の最大活用を図る。

### 3. 対策の内容

■感染症拡大防止対策

■緊急経済対策(段階的に実施)

(1) 緊急支援フェーズ く今を生き抜くために!>

(2) V字回復フェーズ <経済活動の回復に向けて!>

### ■感染拡大防止対策

#### (1) 緊急事態宣言に基づく自粛要請等

- 「3密(密閉・密集・密接)回避」の周知徹底
- 〇 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく要請等の周知徹底

#### (2)情報取得と情報発信・共有

- 〇 適切な情報発信・情報共有
- 〇 神奈川県及び茅ケ崎市保健所との緊密な情報共有と連携
- 〇 町内関係機関との連携協力

### ■感染拡大防止対策

#### (3)公共施設等の使用制限

〇 感染症拡大を防止するため公共施設等の使用制限

#### (4) 次亜塩素酸水の配布、製造機購入

- 除菌水(次亜塩素酸水)の確保と配布 (令和2年5月1日より配布)
- 〇 除菌水(次亜塩素酸水)製造機の購入

- ■緊急経済対策
  - (1)「緊急支援フェーズ」(今を生き抜くために!)
    - 〇 国・県の支援策の周知
      - →国・県が実施する支援策の積極的活用に向けた周知
    - 〇 国・県の支援策を着実に実行するための財源確保として 令和2年度予算の見直し
      - →翌年度に繰り延べ可能な予算の凍結
    - 〇中小企業の育成を目的としたエコノミックガーデニングを構成する 関係機関との連携により事業者のニーズに則した支援と相談体制の強化

- ■緊急経済対策
  - (1)「緊急支援フェーズ」(今を生き抜くために!)
  - 〇町税等の延納、減免
  - 〇国の持続化給付金制度の対象外事業者に対する補助制度を創設
    - →新型コロナウィルス感染症の影響により、2020年2月から4月の 各月の売上高の平均が、前年同期と比較して20%以上50%未満の 範囲で減少した者

(個人事業主10万円、小規模企業者20万円、中小企業者30万円)

O働き手を支える子育て支援施設の運営継続

#### ■緊急経済対策

(2)「V字回復フェーズ」(経済活動の回復に向けて!)

#### Oプレミアム商品券発行等の景気浮揚策の実施

➡町商工会と協議を行い、町内の小売業を優先した過去最大規模のプレミアム商品券発行等の景気浮揚策を実施

#### 〇地域活性化事業の展開と入札制度の運用

→地域活性化事業として各種公共工事等の前倒しと町内事業者を優先とした入札制度の運用



商工会等とも連携し、町民、事業者等に必要な経済対策を実施!

# 5. 今後

■今後

<u>新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、必要な取り組</u> みを追加する。⇒〈第2弾へ〉